

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年8月8日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社マイヤ

イ 株式会社コメリ

ウ 株式会社デンコードー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 大船渡ショッピングセンター 大船渡市立根町字堀之内10番1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐車場の位置及び収容台数

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

エ 荷さばき施設の位置及び面積

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(4) 変更する年月日 平成18年11月25日

(5) 変更の理由 敷地を拡張し家電専門店を新たに出店することにより、消費者の豊かな生活により一層寄与するため

2 届出年月日 平成18年7月24日

3 縦覧場所 大船渡地方振興局企画総務部及び大船渡市役所